

第 161 回盛岡市都市計画審議会

日 時：平成 24 年 5 月 29 日（火）

午後 3 時 00 分～

場 所：勤労福祉会館 5 階大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 盛岡市都市計画審議会長の選挙
- 4 会長あいさつ
- 5 会長職務代理者の指名
- 6 議案審議
 - (1) 盛岡広域都市計画景観地区（大慈寺地区景観地区）の決定（盛岡市決定）について
 - (2) 盛岡広域都市計画地区計画（大慈寺地区地区計画）の決定（盛岡市決定）について
 - (3) 盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）について
 - (4) 盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）について
- 7 その他
- 8 閉 会

盛岡市都市計画審議会委員名簿

(任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

政令の区分		関係分野等		氏名及び役職名等	
政令第3条第1項委員	学識経験者	個人	建築	たかのし こうこ 鷹背 紅子	(社)岩手県建築士会
			世論	とうじま すえき 東島 末起	岩手日報社顧問
			国際文化	こじま さとこ 小島 聡子	岩手大学准教授
			自然環境	もり 森 ノブ	岩手古文書学会会長
		職	商工業	たまやま さとし 玉山 哲	盛岡商工会議所副会頭
			農業	たてさわ きみのり 館澤 公紀	岩手中央農業協同組合常務理事
			農業	ふくだ ただお 福田 忠夫	新岩手農業協同組合理事
			観光	ふじわら せいいち 藤原 誠市	(財)盛岡観光コンベンション協会副理事長
	市議会議員	職	市議会議員	いせ しほ 伊勢 志穂	盛岡市議会議員
			〃	かねひら たかのぶ 兼平 孝信	〃
			〃	さとう ちかお 佐藤 千賀夫	〃
			〃	すずき つとむ 鈴木 努	〃
			〃	なかむら とおる 中村 亨	〃
	政令第3条第2項委員	関係行政機関	職	交通	ふじわら ゆきお 藤原 行雄
環境衛生				たかはし きよみ 高橋 清実	盛岡市保健所長
都市計画				たかはし きみひろ 高橋 公浩	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長
農業				ふじわら かずお 藤原 一夫	盛岡市農業委員会会長
住民		職	市民団体	はれやま さだみ 晴山 貞美	盛岡市町内会連合会会長
			市民	なかの みちこ 中野 美知子	(有)アライブ代表取締役
		個人	〃	みたむら そのこ 三田村 園子	もりおか女性の会事務局長

- (注) 1 政令は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令
 2 名簿登載は、関係分野欄別に50音順

第 161 回

盛岡市都市計画審議会議案書

日 時：平成 24 年 5 月 29 日（火）午後 3 時
場 所：勤労福祉会館 5 階大ホール

盛岡市都市計画審議会

第 161 回盛岡市都市計画審議会付議案件

議案番号	案 件	頁
第 24-1 号	盛岡広域都市計画景観地区（大慈寺地区景観地区） の決定（盛岡市決定）について	2～13
第 24-2 号	盛岡広域都市計画地区計画（大慈寺地区地区計画） の決定（盛岡市決定）について	14～21
第 24-3 号	盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）につ いて	22～28
第 24-4 号	盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）につ いて	29～35

議案第 24-1 号

盛岡広域都市計画景観地区（大慈寺地区景観地区）の決定
（盛岡市決定）について

標記について、盛岡市長から別添のとおり当会に付議されたので、審議を求
める。

平成 24 年 5 月 29 日

盛岡市都市計画審議会長

24 盛都 第 24-1 号

盛岡市都市計画審議会

盛岡広域都市計画景観地区（大慈寺地区景観地区）の決定（盛岡市決定）について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定より付議し、及び同法第 17 条第 2 項の規定に基づき提出された意見書の要旨を同法第 19 条第 2 項の規定により提出します。

平成 24 年 5 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

計画書案

盛岡広域都市計画景観地区の決定（盛岡市決定）

平成 年 月 日
盛岡市告示第 号

都市計画大慈寺地区景観地区を次のように決定する。

種類	景観地区																
名称	大慈寺地区景観地区																
位置	盛岡市南大通二丁目，南大通三丁目，大慈寺町，鉦屋町，神子田町及び茶畑二丁目地内																
面積	約 36.8ha																
景観地区の目標	<p>本地区は，旧街道に沿って盛岡町家，酒蔵，寺院群等歴史的建造物を多数有し，城下町の風情を感じるまちなみを残すとともに，清水や石垣等の歴史を感じさせる施設が地域の生活の中に息づいている地区である。</p> <p>当該地区において都市計画法に基づく景観地区を決定し，市民共有の財産である歴史的景観の保全と形成のため，建築物の形態意匠や高さの制限等を行い，別に定める地区計画とともに，盛岡ならではの魅力ある地区を形成し，交流の創出と地域の活性化を図る。</p>																
地区区分	名称	町家ゾーン															
	面積	約 8.2ha															
盛岡町家（注1）として建築等（注2）を行う場合の認定基準	建築物の形態意匠の制限	屋根	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に面する屋根の形状は，平入りの勾配二段屋根とすること。 2 屋根の勾配は，10分の2以上とすること。 3 屋根の素材は，和瓦葺き又はカラー鉄板等の金属板葺きとすること。 														
		外壁	外壁の素材は，木質，木質調サイディングによる堅羽目板張り又は下見板張り，漆喰塗り，土壁塗り等とすること。														
		色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の色彩は，歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。 2 屋根及び外壁の色彩は，彩度の低い茶色，黒，生漆等の落ち着いたものとし，次表の範囲とすること。ただし，白漆喰塗り又は白漆喰風の素材で仕上げた外壁については，この限りでない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">明 度</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Y（黄）系</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">YR（黄赤）系</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R（赤）系</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無彩色</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 色彩に関する表示は，日本工業規格 Z8721 に定める規格とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	Y（黄）系	4 以下	4 以下	YR（黄赤）系	4 以下	4 以下	R（赤）系	4 以下	4 以下	無彩色	4 以下
	色 相	明 度	彩 度														
	Y（黄）系	4 以下	4 以下														
YR（黄赤）系	4 以下	4 以下															
R（赤）系	4 以下	4 以下															
無彩色	4 以下	—															
建築物の高さの最高限度	建築物の高さ（注3）は，12m以下とすること。																
壁面の位置の制限	建築物の配置は，まちなみの連担性を維持するため，1階及び2階の壁面の位置を周囲のまちなみと統一すること。																
建築設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び公衆が望見できる位置に面した敷地の地上，屋根上及び壁面には，建築設備を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合は，建築物等の意匠及び色彩等に調和した格子等の設置により遮蔽修景を行うこと。 2 太陽光発電設備を屋根上に設ける場合は，屋根材料と一体に見えるものであって，その色彩が屋根の色彩と調和し，かつ，当該太陽光発電設備の最上部が建築物の最上部を超えないこと。ただし，旧街道（注4）から望見できない位置に設置する場合は，この限りでない。 																

盛岡町家（注1）以外として建築等（注2）を行う場合の認定基準	建築物の形態意匠の制限	屋根	<p>1 屋根の形状は、寄棟、入母屋、切妻等の和風を基調とした勾配屋根とすること。</p> <p>2 屋根の勾配は、10分の2以上とすること。</p>										
		外観	外観は、立格子を設ける等により和風の意匠を基調とした意匠とすること。										
		色彩	<p>1 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いたある色調とすること。</p> <p>2 屋根及び外壁の基調となる色彩（注5）は、次表の色彩を使用しないこと。ただし、無塗装又は透明塗装された自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="582 570 1361 968"> <tr><td>R（赤）系の色相で、彩度が4を超えるもの</td></tr> <tr><td>YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの</td></tr> <tr><td>Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの</td></tr> <tr><td>GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> </table> <p>備考 色彩に関する表示は、日本工業規格 Z8721 に定める規格とする。</p>	R（赤）系の色相で、彩度が4を超えるもの	YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの	Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの	GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの	G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの	BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの	B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの	PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの	P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの	RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
		R（赤）系の色相で、彩度が4を超えるもの											
YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの													
Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの													
GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの													
G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの													
BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの													
B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの													
PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの													
P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの													
RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの													
建築物の高さの最高限度	建築物の高さ（注3）は、12m以下とすること。												
	建築設備	<p>1 道路及び公衆が望見できる位置に面した敷地の地上、屋根上及び壁面には、建築設備を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、建築物の意匠及び色彩等に調和した目隠しの設置等により周辺の景観に配慮するよう努めること。</p> <p>2 大規模建築物（注6）にあつては、屋上又は屋根上に設置する建築設備の機器類は、周辺から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。</p> <p>3 太陽光発電設備を屋根上に設ける場合は、屋根材料と一体に見えるものであつて、その色彩が屋根の色彩と調和し、かつ、当該太陽光発電設備の最上部が建築物の最上部を超えないこと。ただし、旧街道（注4）から望見できない位置に設置する場合は、この限りでない。</p>											

地区	名称	居住ゾーン									
区分	面積	約 17.8ha									
認定基準	建築物の形態意匠の制限	屋根									
		色彩									
		<p>1 屋根の形状は、寄棟、入母屋、切妻等の勾配屋根とすること。</p> <p>2 屋根の勾配は、10分の2以上とすること。</p>									
		<p>1 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。</p> <p>2 屋根及び外壁の基調となる色彩(注5)は、次表の色彩を使用しないこと。ただし、無塗装又は透明塗装された自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr><td>R(赤)系の色相で、彩度が4を超えるもの</td></tr> <tr><td>YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの</td></tr> <tr><td>Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの</td></tr> <tr><td>GY(黄緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>G(緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>BG(青緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>B(青)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>PB(青紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>P(紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>RP(赤紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> </table> <p>備考 色彩に関する表示は、日本工業規格 Z8721 に定める規格とする。</p>	R(赤)系の色相で、彩度が4を超えるもの	YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの	Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの	GY(黄緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの	G(緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの	BG(青緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの	B(青)系の色相で、彩度が2を超えるもの	PB(青紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの	P(紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの
R(赤)系の色相で、彩度が4を超えるもの											
YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの											
Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの											
GY(黄緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの											
G(緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの											
BG(青緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの											
B(青)系の色相で、彩度が2を超えるもの											
PB(青紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの											
P(紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの											
RP(赤紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの											
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さ(注3)は、12m以下とすること。									
	壁面の位置の制限	壁面の位置については前面道路からゆとりを持って配置すること。									
	建築設備	<p>1 道路及び公衆が望見できる位置に面した敷地の地上、屋根上及び壁面には、建築設備を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠しの設置等により周辺の景観に配慮するよう努めること。</p> <p>2 大規模建築物(注6)にあつては、屋上又は屋根上に設置する建築設備の機器類は、周辺から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。</p>									

地区区分	名称	環境保護ゾーン										
	面積	約 6.2ha										
認定基準	建築物の形態意匠の制限	屋根	<p>1 寺社の屋根は、伝統的寺社建築の様式を踏襲すること。</p> <p>2 寺社以外の建築物の屋根の形状は、和風を基調とした勾配屋根とし、勾配は、10分の2以上とすること。</p>									
		外壁	<p>1 寺社の外壁は、伝統的寺社建築の様式を踏襲すること。</p> <p>2 寺社以外の建築物の外壁の形態意匠は、和風を基調とすること。</p>									
		色彩	<p>1 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。</p> <p>2 屋根及び外壁の基調となる色彩(注5)は、次表の色彩を使用しないこと。ただし、無塗装又は透明塗装された自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>R (赤) 系の色相で、彩度が4を超えるもの</td></tr> <tr><td>YR (黄赤) 系の色相で、彩度が6を超えるもの</td></tr> <tr><td>Y (黄) 系の色相で、彩度が4を超えるもの</td></tr> <tr><td>GY (黄緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>G (緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>BG (青緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>B (青) 系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>PB (青紫) 系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>P (紫) 系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>RP (赤紫) 系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> </table> <p>備考 色彩に関する表示は、日本工業規格 Z8721 に定める規格とする。</p>	R (赤) 系の色相で、彩度が4を超えるもの	YR (黄赤) 系の色相で、彩度が6を超えるもの	Y (黄) 系の色相で、彩度が4を超えるもの	GY (黄緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの	G (緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの	BG (青緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの	B (青) 系の色相で、彩度が2を超えるもの	PB (青紫) 系の色相で、彩度が2を超えるもの	P (紫) 系の色相で、彩度が2を超えるもの
	R (赤) 系の色相で、彩度が4を超えるもの											
YR (黄赤) 系の色相で、彩度が6を超えるもの												
Y (黄) 系の色相で、彩度が4を超えるもの												
GY (黄緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの												
G (緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの												
BG (青緑) 系の色相で、彩度が2を超えるもの												
B (青) 系の色相で、彩度が2を超えるもの												
PB (青紫) 系の色相で、彩度が2を超えるもの												
P (紫) 系の色相で、彩度が2を超えるもの												
RP (赤紫) 系の色相で、彩度が2を超えるもの												
建築物の高さの最高限度	建築物の高さ(注3)は、12m以下とすること。ただし、寺社や蔵等伝統的な形態意匠を継承するために必要な場合は、この限りでない。											
建築設備	<p>1 道路及び公衆が望見できる位置に面した敷地の地上、屋根上及び壁面には、建築設備を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠しの設置等により周辺の景観に配慮するよう努めること。</p> <p>2 大規模建築物(注6)にあつては、屋上又は屋根上に設置する建築設備の機器類は、周辺から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。</p>											

地区 区分	名称	にぎ 賑わいゾーン										
	面積	約 4.6ha										
認定基準	建築物の形態意匠の制限	外観	屋根及び外壁は、周囲の景観との調和に配慮し、盛岡町家(注1)や蔵等の地域の歴史的建造物の形態意匠を積極的に取り入れ、賑わい空間の創出に活用すること。									
		色彩	<p>1 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。</p> <p>2 屋根及び外壁の基調となる色彩(注5)は、次表の色彩を使用しないこと。ただし、無塗装又は透明塗装された自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr><td>R(赤)系の色相で、彩度が4を超えるもの</td></tr> <tr><td>YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの</td></tr> <tr><td>Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの</td></tr> <tr><td>GY(黄緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>G(緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>BG(青緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>B(青)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>PB(青紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>P(紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> <tr><td>RP(赤紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの</td></tr> </table> <p>備考 色彩に関する表示は、日本工業規格 Z8721 に定める規格とする。</p>	R(赤)系の色相で、彩度が4を超えるもの	YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの	Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの	GY(黄緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの	G(緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの	BG(青緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの	B(青)系の色相で、彩度が2を超えるもの	PB(青紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの	P(紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの
	R(赤)系の色相で、彩度が4を超えるもの											
	YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの											
Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの												
GY(黄緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの												
G(緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの												
BG(青緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの												
B(青)系の色相で、彩度が2を超えるもの												
PB(青紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの												
P(紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの												
RP(赤紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの												
建築物の高さの最高限度	建築物の高さ(注3)は、15m以下とすること。											
建築設備	<p>1 道路及び公衆が望見できる位置に面した敷地の地上、屋根上及び壁面には、建築設備を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠しの設置等により周辺の景観に配慮するよう努めること。</p> <p>2 大規模建築物(注6)にあつては、屋上又は屋根上に設置する建築設備の機器類は、周辺から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。</p>											

用語解説	<p>注1 盛岡町家 盛岡町家とは、江戸期以降に城下町に建築された伝統的住居であり、現在では明治期以降に伝統を継承し建て替えられたものが、旧街道筋を中心に多数存在している。外観的な特徴としては、屋根の形状が平入り切妻形の下屋付き二段屋根で瓦又は薄鉄板が使われている。また、外壁は豎羽目板張りや下見板張り又は漆喰塗りが使われ、開口部には木格子を設けている。色彩も素材感を活かした黒やこげ茶色となっており、落ち着いたまちなみ景観を形成している。</p> <p>注2 建築等 建築等とは、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をすることをいう。</p> <p>注3 建築物の高さ 建築物の高さとは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面から建築物の最も高い部分までの数値とする。</p> <p>注4 旧街道 旧街道とは、市道南大通二丁目南大橋線、市道南大通三丁目1号線及び市道鉾屋町茶畑二丁目線をいう。</p> <p>注5 基調となる色彩 基調となる色彩とは、外観の配色のなかで主要な部分を占める色を指し、屋根と外壁のそれぞれにおいて、見付面積（外側から見える一つの面をいう。）の、全体の4分の1以上を占める色とする。</p> <p>注6 大規模建築物 大規模建築物とは、地階を除く階数が3以上であり、又は高さが10m若しくは延べ面積が3,000㎡を超える建築物とする。</p>
------	---

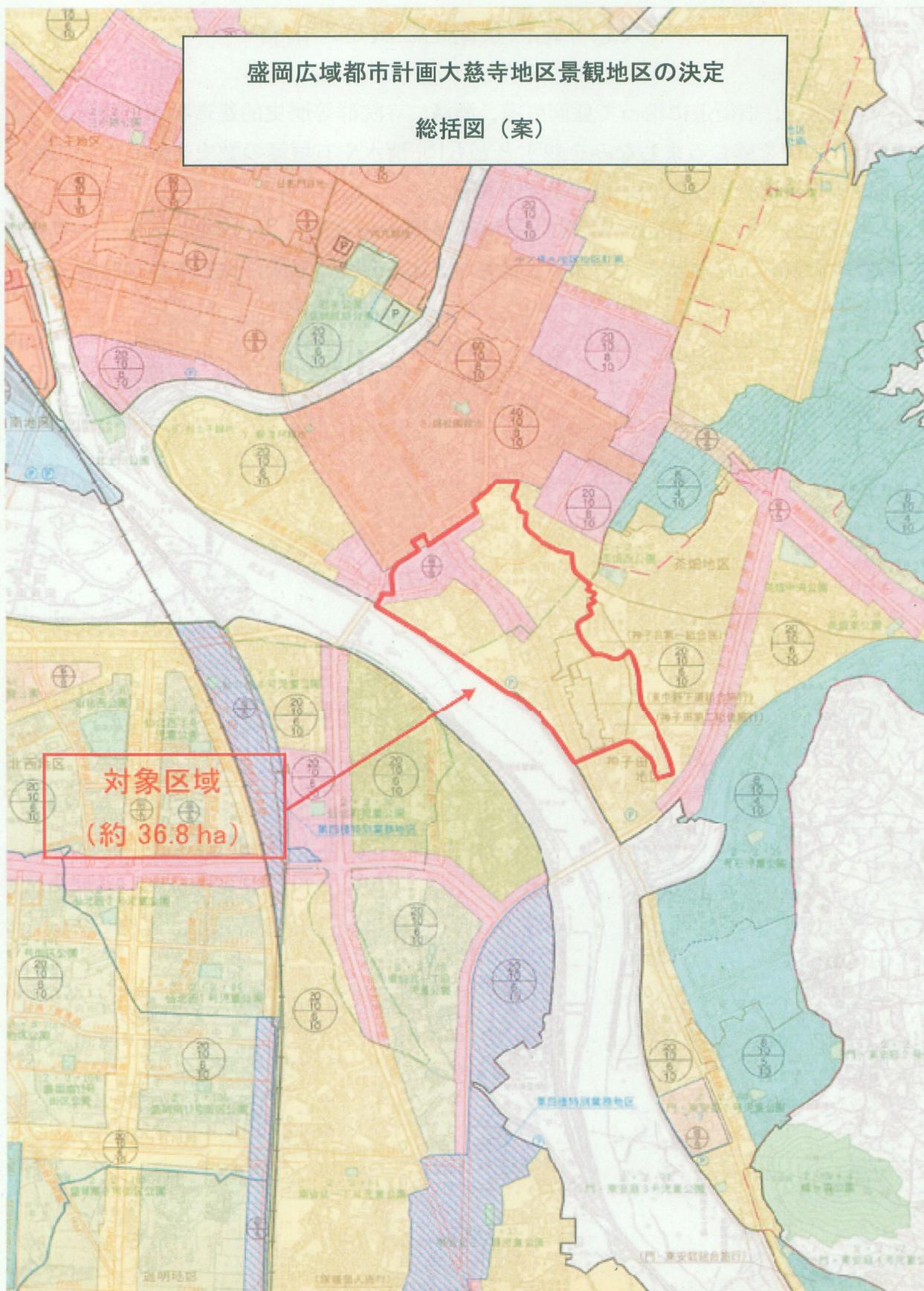
大慈寺地区景観地区決定理由書

本地区は、旧街道に沿って盛岡町家、酒蔵、寺院群等歴史的建造物を多数有し、城下町の風情を感じるまちなみを残すとともに、清水や石垣等の歴史を感じさせる施設が地域の生活の中に息づいている地区である。

当該地区において都市計画法に基づく景観地区を決定し、建築物の形態意匠や最高の高さの制限等を行うことにより、良好な景観の保全、形成と地域の活性化を図るものである。

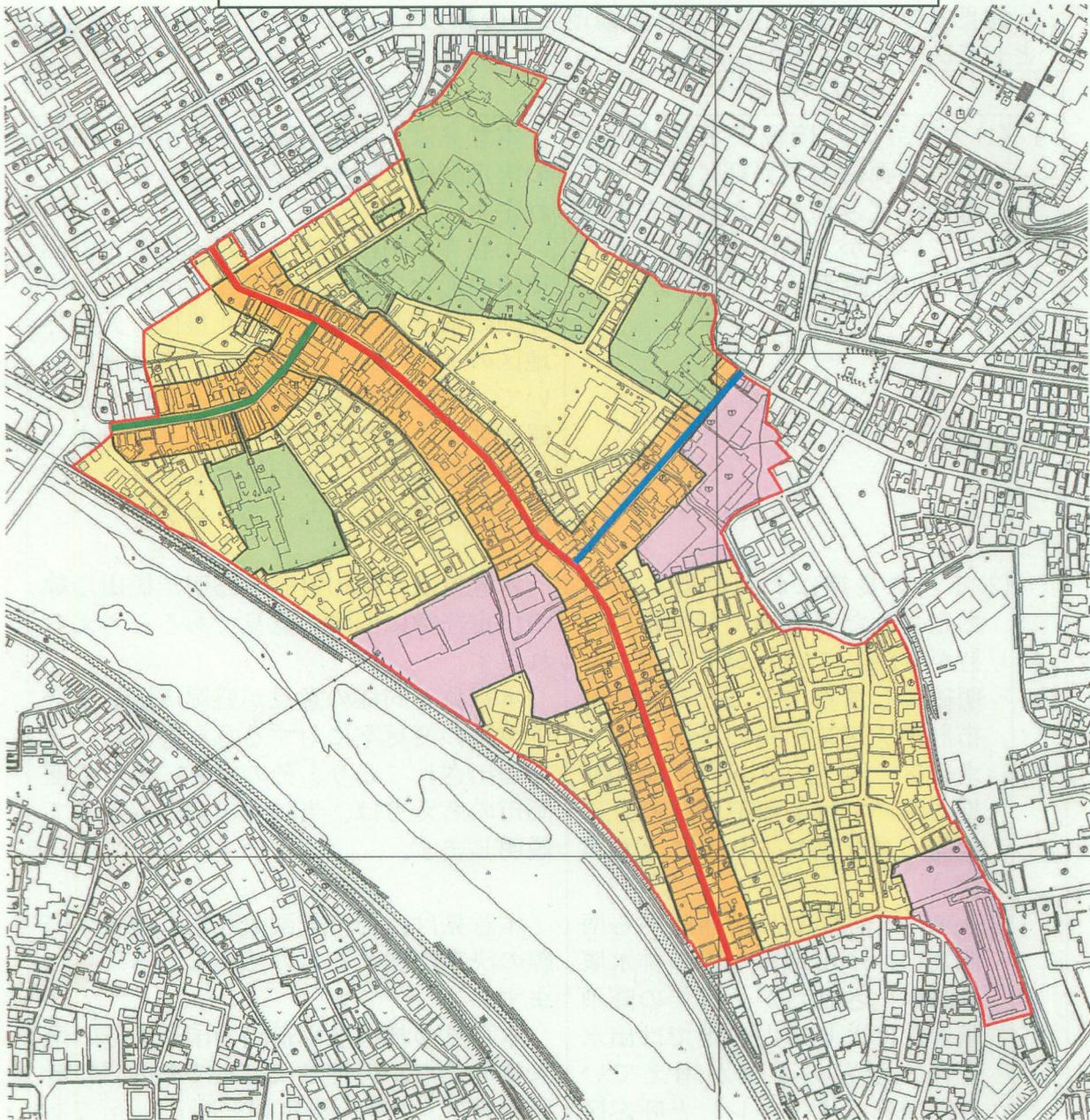
盛岡広域都市計画大慈寺地区景観地区の決定

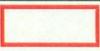
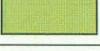
総括図（案）



盛岡広域都市計画大慈寺地区景観地区の決定

計画図（案）



凡 例	
	景観地区の区域
	町家ゾーン
	居住ゾーン
	環境保護ゾーン
	賑わいゾーン

旧街道（町家ゾーン内）	
	市道南大通二丁目南大橋線
	市道南大通三丁目1号線
	市道鉾屋町茶畑二丁目線

盛岡広域都市計画大慈寺地区景観地区（盛岡市決定）に対する意見書の要旨及び盛岡市の考え方

意見書の内容は、大慈寺地区景観地区への意見では無かったが、その他の意見として次の事項が提出された。

意見の要旨	盛岡市の考え方
<p>1 (1) 大慈寺山門接続T字路付近の都市計画街路が異様に拡がって計画決定されてきた経緯を把握しているか。単に交差点であるだけでは説明がつかない。</p> <p>(2) 不当に長期にわたり既に史跡指定された私有地で計画路線維持が継続しているがその理由を明確にし清算することを戦前都市計画決定時市長の子孫として求める。(付記：決定時の昭和初期においては名所旧跡直近に観光バスを乗り入れることが多い。)</p> <p>(3) 1985年前後に八幡通りから南側及び神子田地区などの排水堰は暗渠化されたが、近年の降雨量増加により市内各地では出水や浸水などの事例が増えている。通称「オッキレ」と呼ぶ区画や護岸上の幹線街路と現行神子田地区への街路との接点部分等では計画幅員をどの程度確保するのか。「水の街もりおか」の安心安全街づくり認識を高めるよう求める。</p>	<p>本意見は、都市計画道路明治橋山岸線の決定経緯に関する意見であると考えられます。</p> <p>大慈寺山門接続T字路付近の都市計画街路の形状の経緯は把握できませんが、今回の都市計画道路の廃止後は、大慈寺地区のまちづくりに関する都市計画において、地区の歴史的まちなみを保全し、観光客等の歩行者が歩いて楽しめるように現道を利用して歩行者ネットワークの形成を図ることとしております。</p> <p>本意見は、都市計画道路明治橋山岸線の決定経緯に関する意見であると考えられます。</p> <p>本意見と同様の意見が盛岡広域都市計画道路の変更案に対する意見書においても提出されており、その意見に対する盛岡市の考え方は、当該変更案の部分にて説明します。</p> <p>本意見は、都市計画道路南大通南大橋線の決定に関するものであると考えられます。</p> <p>本意見の都市計画道路の国道4号の南大橋交差点から神子田町までの区間の計画幅員は、現在の決定幅と同じ28mであり、整備にあたっては、道路排水を適切に処理してまいります。</p>

盛岡広域都市計画地区計画（大慈寺地区地区計画）の決定
（盛岡市決定）について

標記について，盛岡市長から別添のとおり当会に付議されたので，審議を求
める。

平成 24 年 5 月 29 日

盛岡市都市計画審議会長

24 盛 都 第 24-2 号

盛岡市都市計画審議会

盛岡広域都市計画地区計画（大慈寺地区地区計画）の決定（盛岡市決定）について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定より付議します。

平成24年5月29日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

都市計画大慈寺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	大慈寺地区地区計画
位 置	盛岡市南大通二丁目，南大通三丁目，大慈寺町，鉦屋町，神子田町及び茶畑二丁目地内
面 積	約 36.8ha
地区計画の目標	<p>本地区は、旧街道に沿って盛岡町家、酒蔵、寺院群など歴史的建造物を多数有し、城下町の風情を感じるまちなみを残すとともに、清水や石垣などの歴史を感じさせる施設が地域の生活の中に息づいている地区である。</p> <p>この地区において都市計画法に基づく地区計画を決定し、市民共有の財産である歴史的景観の保全と形成のため、建築物の用途の制限や公共施設の整備と、地域の資源の活用による面的なまちづくりを行い、別に定める景観地区とともに、盛岡ならではの魅力ある地区を形成し、交流の創出と地域の活性化を図る。</p>
区域の整備	<p>本地区は、旧街道沿いに町家などの歴史的建造物が残る町家ゾーン、その周辺の住宅地である居住ゾーン、市民に親しまれている朝市や観光客が多く訪れる酒蔵、スーパーマーケットが立地している賑わいゾーンと寺院などからなる環境保護ゾーンに区分される。</p> <p>これら4つのゾーンの特徴を活かし、調和させながら、城下町の風情を感じるまちなみを形成するため風俗・遊戯施設の立地を規制し、歴史的な景観の形成と生活環境の保全を図る。</p>
公共施設等の整備の方針	<p>当該地区の道路は、盛岡町家や酒蔵、寺院などの歴史的建造物が接して建設されているほか、地域の生活や交流の場となっている清水などもあることから、幅員や位置は現状を維持しながら、公共施設としての機能を活かし、歴史的景観と調和した整備を行うことにより、地区の魅力を高め、交流の創出と地域の活性化を図る。</p> <p>歴史的景観や城下町の風情が色濃く残る旧街道については、歴史的景観等と調和するよう周辺の景観に配慮した舗装などを行うとともに、生活道路としての交通機能を維持しながら観光客など歩行者がまち歩きを楽しめる安全な歩行空間となるよう整備を図ることとする。</p> <p>特に多くの町家などが連担している市道南大通二丁目南大橋線は、景観上も重要な路線であることから、電線類について無電柱化などにより歴史的景観に配慮した整備を図る。</p> <p>旧街道や歴史的建造物、賑わいや交流の場となる施設を結ぶ道路は、歩行のネットワークを形成する道路として位置付け、安全面に配慮した整備を行い、観光客の誘導などにより地区の回遊性の向上を図る。</p> <p>既存の清水は、地域住民による施設の保全と管理が行われ、市民の日常的な憩いの場となっている。これを観光客などとの交流の場とし、歴史的景観や地域の暮らしぶりと調和した施設として、市民協働による活用を図る。</p>
建築物等の整備の方針	<p>歴史的景観の保全と形成と、それに合わせた良好な環境の維持、形成が図られるよう、各ゾーンごとの土地利用の方針に基づき建築物等の用途を制限するとともに、別に定める景観地区の建築物の景観形成基準に基づき建築物の形態意匠を制限する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路 A-1 幅員約5.5m～約11.6m 延長約240m	道路 A-2 幅員約5.4m～約6.0m 延長約251m	道路 B-1 幅員約2.8m～約9.1m 延長約380m	道路 B-2 幅員約5.8m～約6.3m 延長約76m	道路 B-3 幅員約8.8m～約13.4m 延長約93m	道路 B-4 幅員約3.3m～約4.9m 延長約277m	道路 B-5 幅員約6.0m～約7.8m 延長約211m	道路 B-6 幅員約2.5m～約7.2m 延長約205m
	地区の区分	地区の名称	町家ゾーン		居住ゾーン		地区の面積	約 8.2ha		約 17.8ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物			次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第二（ち）項に掲げる建築物 ② 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物 ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物				
	壁面の位置の制限		壁面の位置については、別に定める景観地区の規定に即すること。							
	建築物等の高さの最高限度		建築物等の高さの最高限度については、別に定める景観地区の規定に即すること。							
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物（建築設備を含む）の形態又は意匠については、別に定める景観地区の規定に即すること。また屋外広告物の色彩、形態等の意匠は、別に定める屋外広告物条例に即したものとすること。							
かき又はさくの構造の制限		塀、かき又はさくを設ける場合は、次に掲げるもの又はこれらを併設するものとする。 ① 生垣、石積み、石垣、竹垣、鉄柵、板塀、土塀で和風を基調としたもの ② 地盤面からの高さが0.6m以下のコンクリート製の塀又は基礎 ③ 全体の高さが1.8m以下の透視可能で、格子等の和風を基調とした柵			塀、かき又はさくを設ける場合は、次に掲げるもの又はこれらを併設するものとする。 ① 生垣、石積み、石垣、竹垣、鉄柵、板塀、土塀又はコンクリート塀 ② 地盤面からの高さが0.6m以下のコンクリート製の塀又は基礎 ③ 全体の高さが1.8m以下の透視可能な柵					

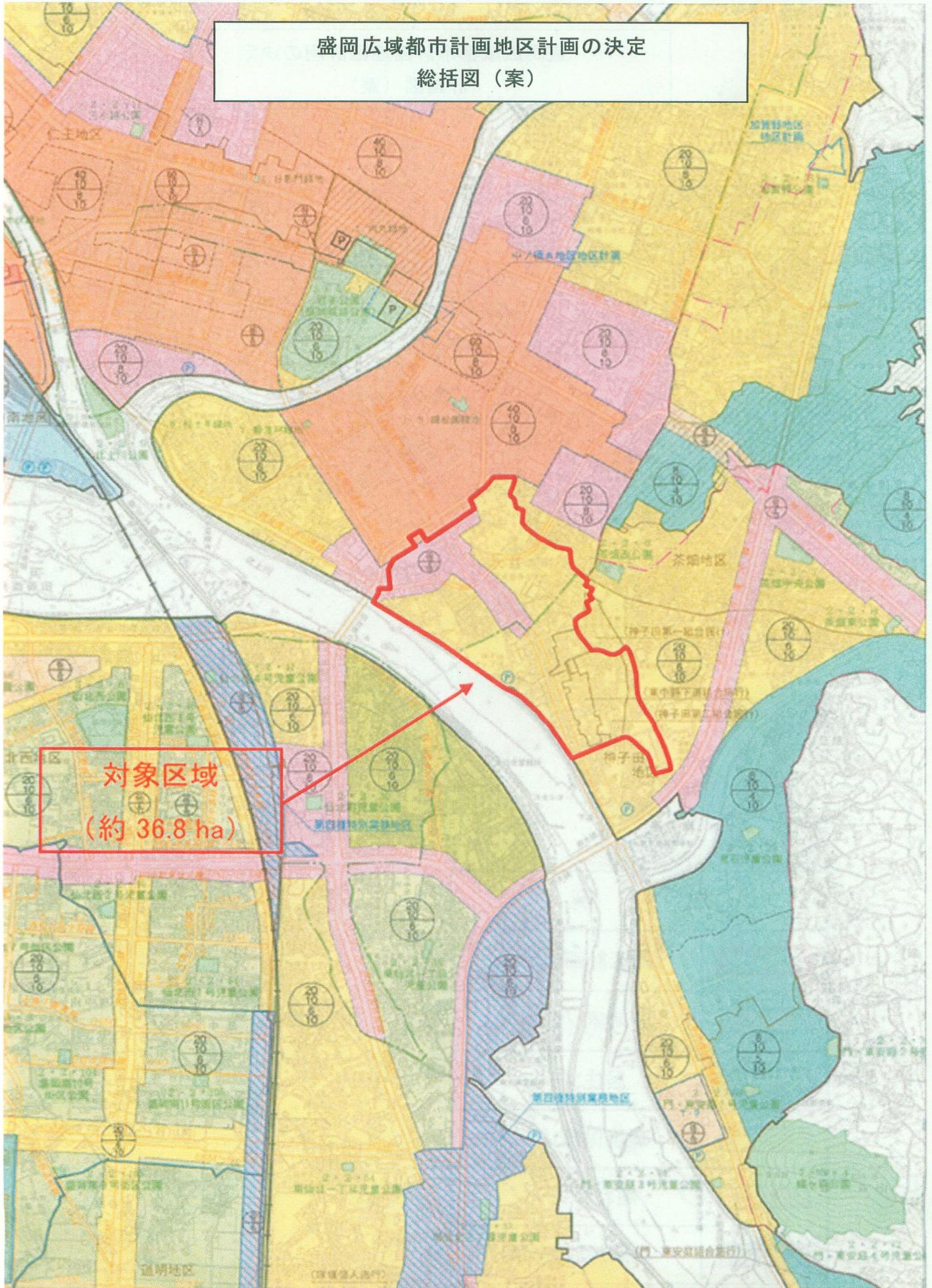
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	環境保護ゾーン	賑わいゾーン
		地区の面積	約 6.2ha	約 4.6ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第二（ち）項に掲げる建築物 ② 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物 ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物		
	壁面の位置の制限	壁面の位置については、別に定める景観地区の規定に即すること。		
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度については、別に定める景観地区の規定に即すること。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態又は意匠については、別に定める景観地区の規定に即すること。また屋外広告物の色彩、形態等の意匠は、別に定める屋外広告物条例に即したものとすること。		
	かき又はさくの構造の制限	塀、かき又はさくを設ける場合は、次に掲げるもの又はこれらを併設するものとする。 ① 生垣、石積み、石垣、竹垣、鉄柵、板塀、土塀又はコンクリート塀 ② 地盤面からの高さが0.6m以下のコンクリート製の塀又は基礎 ③ 全体の高さが1.8m以下の透視可能な柵		
備考	地区施設道路における現況幅員が4m未満の区間については、建築基準法第42条第2項の適用を受けるものである。			

大慈寺地区地区計画決定理由書

本地区は、旧街道に沿って盛岡町家、酒蔵、寺院群など歴史的建造物を多数有し、城下町の風情を感じるまちなみを残すとともに、清水や石垣などの歴史を感じさせる施設が地域の生活の中に息づいている地区である。

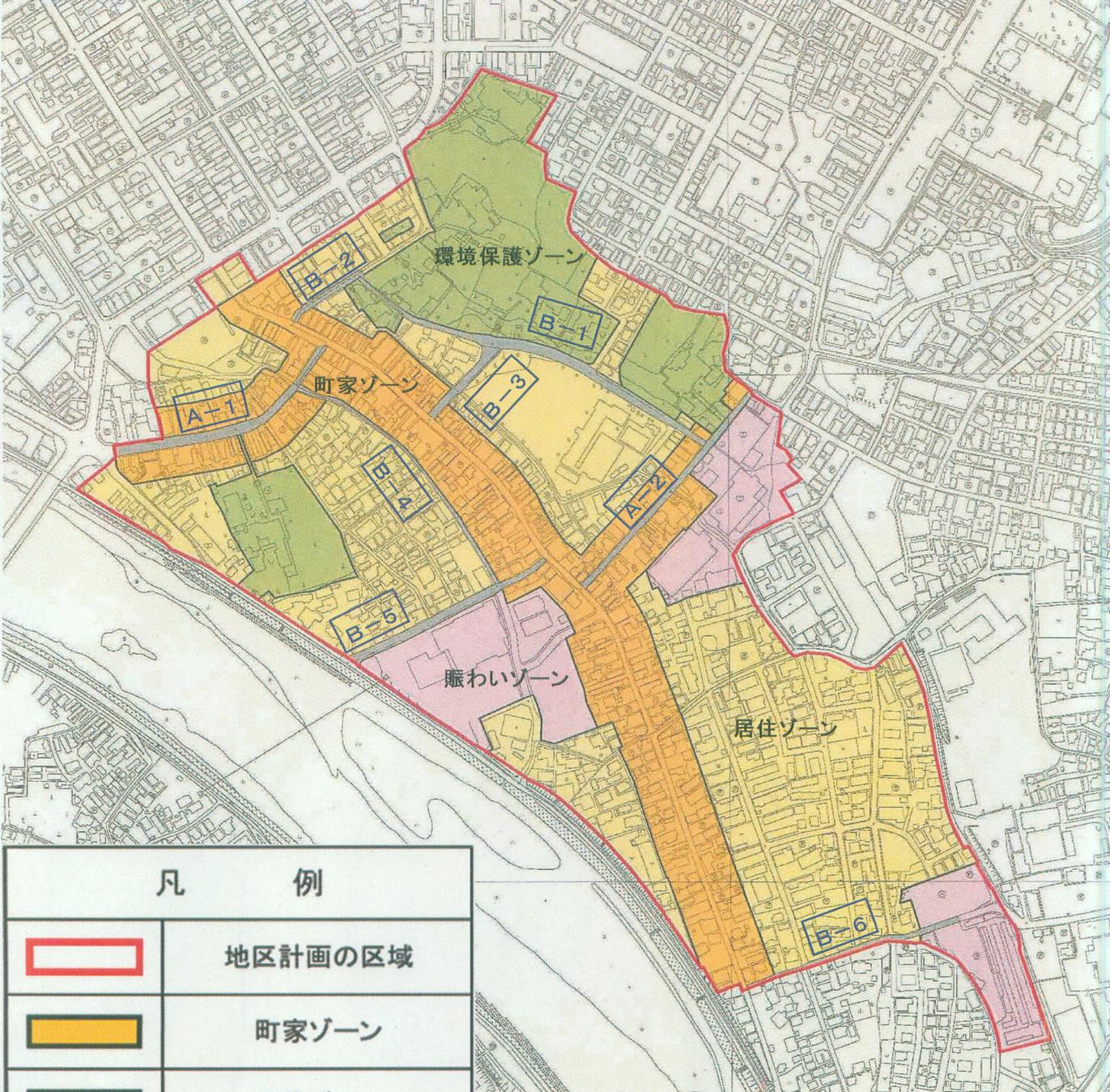
当該地区において都市計画法に基づく地区計画を決定し、市民共有の財産である歴史的景観の保全と形成のため、建築物の用途の制限や公共施設の整備と、地域の資源の活用による面的なまちづくりを行い、別に定める景観地区とともに、盛岡ならではの魅力ある地区を形成し、交流の創出と地域の活性化を図るものである。

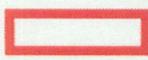
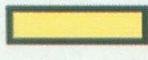
盛岡広域都市計画地区計画の決定
総括図（案）



対象区域
(約 36.8 ha)

盛岡広域都市計画地区計画の決定
計画図（案）



凡 例	
	地区計画の区域
	町家ゾーン
	居住ゾーン
	環境保護ゾーン
	賑わいゾーン
	地区施設(道路)

盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）について

標記について、盛岡市長から別添のとおり当会に諮問されたので、審議を求めらる。

平成 24 年 5 月 29 日

盛岡市都市計画審議会長

24 盛 都 第 24-3 号

盛岡市都市計画審議会

盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）に係る原案について，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定により諮問し，及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定に基づき提出された意見書の要旨を同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 2 項の規定により提出します。

平成 24 年 5 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）

都市計画道路中 3・3・8号盛岡駅南大橋線を 3・3・8号盛岡駅南大通線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・8	盛岡駅南大通線	盛岡市盛岡駅前通	盛岡市南大通二丁目	盛岡市大沢川原一丁目	約1,700m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市機能を確保し、健全な市街地の発展と交通の円滑化を図るため、本案のように変更しようとするものである。

都市計画変更理由書

盛岡広域都市計画道路盛岡駅南大橋線（以下「本路線」という。）は、昭和61年策定の将来道路網計画に基づき、都心環状道路の一部並びに都心環状と市街地環状及び放射道路を結ぶ幹線街路として平成9年に都市計画決定された。

一方、将来道路網計画は、策定から20年が経過し、人口の減少傾向や少子高齢化の進展など、社会情勢が変化したことから、このような情勢の変化を踏まえ、平成16年に『都市計画道路見直しの今後の進め方』を定め、今後の人口等の推移や市の総合的な交通体系の基本方針、歴史性を活かしたまちづくり等を踏まえて検証を行うこととした。この方針に基づき『盛岡市総合交通計画』及び『もりおか交通戦略』を策定し、平成21年に新たな将来道路網計画を定めた。この中で、本路線のうち南大通から南大橋までの区間は、大慈寺地区のまちづくり計画を基に、まちづくりに関する都市計画決定と一体の取り組みとして、都市計画決定の見直しを行うこととしている。

また、『都市計画道路見直しの今後の進め方』において将来道路網計画とあわせて検討することとしていた中心市街地のまちづくり計画については、大慈寺地区の歴史的なまちなみを活かしたまちづくりを進めることとして、『大慈寺地区まちづくり計画』を策定したところであり、地区計画及び景観地区を定め、まちなみ景観の保全と形成を図ることとしている。『大慈寺地区まちづくり計画』において、当該区間は、現道幅員で歴史的まちなみ形成を図り、歩いて楽しむ歩行者ネットワークを形成する道路の一部としているものである。

以上のことから、歴史的まちなみを保全し中心市街地の活性化に資する大慈寺地区まちづくり計画及び将来道路網計画に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、南大通から南大橋までの区間について廃止しようとするものである。

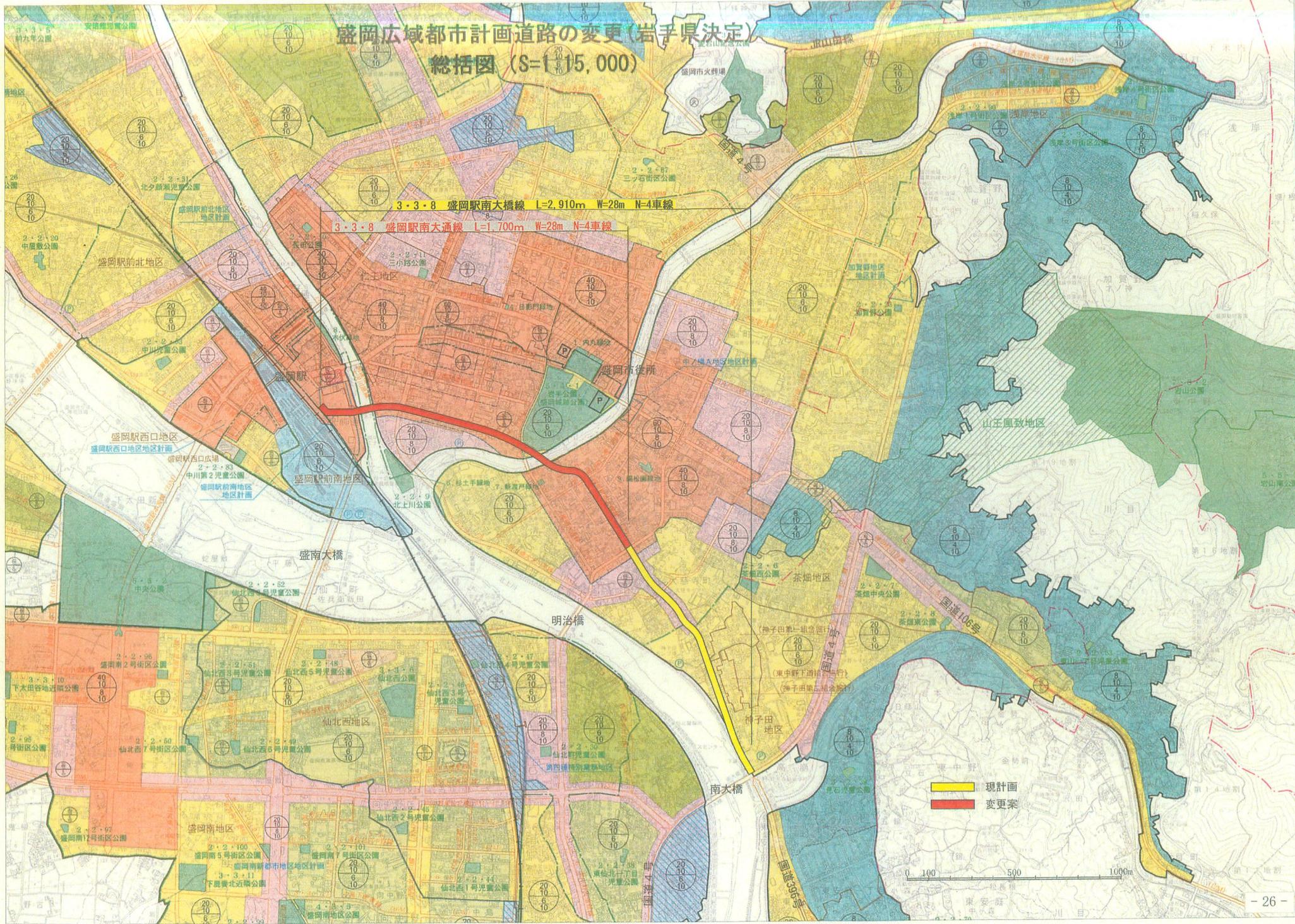
なお、廃止する区間については、大慈寺地区まちづくり計画に基づき、市道南大通二丁目南大橋線を特殊街路に追加決定することとしている。

盛岡広域都市計画道路の変更(岩手県決定)

総括図 (S=1/15,000)

3・3・8 盛岡駅南大橋線 L=2,910m W=28m N=4車線

3・3・8 盛岡駅南大通線 L=1,700m W=28m N=4車線



現計画
変更案

0 100 500 1000m

盛岡広域都市計画道路の変更案（岩手県決定）に対する意見書の要旨及び
盛岡市の考え方

3・3・8号 盛岡駅南大橋線（岩手県決定）

	意見書の要旨	盛岡市の考え方
1	<p>盛岡市都市計画街路は適時適正に将来網が市民へ提示されてきたとはいえない。以下の理由による。本件路線もそれまでの計画路線との整合性が計画提起原初時にみられない。</p> <p>[指摘の背景]</p> <p>(1) 昭和60年代の将来都市計画道路構想図等の公式図版における虚偽記載，都市計画街路網のネットワークの寸断など，現実を見据えない事務事業が長年にわたり続いており，虚偽事実の変遷に関する管理者責任を問う。</p> <p>(2) 前項は，都市計画審議会や決裁者（管理者）が適正な現状認識により指摘是正していれば，長期間放置されることはなかった。</p> <p>(3) 意見者はこれまで，正当な理由とは理解できず特殊な配慮としか考えられない事例発見により，都市計画硬直化を精査してきた。</p> <p>そもそも都市計画上の精査とは，具体の都市構造の認識かつ沿線の事実経過を確実に把握したうえで論じなければならないが，前述のとおり不正な表現があり，長期間の不適正な図版変遷を指摘出来</p>	<p>盛岡市の都市計画道路は，昭和13年に都市計画決定を行って以来，時代の変遷にあわせ，その都度見直しを行ってきました。近年は，昭和61年度に策定した将来道路網計画に基づき，都市計画法による諸手続きを経ながら，説明会や縦覧などにより適時適切に市民に提示したうえで，見直しを行っております。</p> <p>都市計画の図書に利用する地形図については，精度等の関係から，狭隘な道路等については現状が正確に表記されていない場合も見受けられましたが，改訂等にあわせた修正を行いながら，できるだけ現状を表記できるように努めております。</p> <p>道路網の計画については，これまで，ネットワークの形成を図るため，昭和61年度策定の将来道路網計画に基づき，都市計画道路の見直しに段階的に取り組んできました。今後も平成21年に策定した新たな将来道路網計画に基づき，都市計画変更を行いながら，段階的に整備を進め，適切なネットワークの形成を図ることとしております。</p> <p>盛岡市の都市計画道路については，都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえて，その必要性を判断し，都市計画法の規定による諸手続きを経て，適切に都市計画決定・変更を行っております。</p>

	意見書の要旨	盛岡市の考え方
	<p>る。</p> <p>都市計画規定との整合性を問う。</p> <p>特に国土地理院が誤記に気づき是正を開始した昭和後期においても、広域都市計画図等に誤記を連載し続けた行政の公的責任はいかがなものか。</p> <p>(4) 前述までの不正な事実を含むこれまでの盛岡広域都市計画決定は、倫理観のない形式的な制度であると断じざるを得ない。</p> <p>[本件路線について]</p> <p>計画提起原初時にそれまでの計画路線をどのように精査し得たかが、ネットワーク形成上の寸断（清水町）結果などにより信頼出来ない。具体の都市計画決定時にどのように表現するか注目している。</p>	<p>盛岡駅南大橋線につきましては、都市計画法の規定に基づき、適切に都市計画変更を行ってまいります。</p> <p>盛岡駅南大橋線以外の路線については、新たな将来道路網計画に基づくネットワーク形成を図るため、今後、適時適切に都市計画変更を進めてまいります。</p>
2	<p>盛岡駅南大橋線の変更については、盛岡駅南大通線が完成した時の南大通りの過大な交通量をどうするか、良く検討していただきたい。</p>	<p>今回の変更案における本路線の終点は、南大通二丁目地内の都市計画道路向中野安倍館線（2車線）と平面交差する計画としておりますが、将来的には本路線と交差する向中野安倍館線の明治橋から盛岡バスセンター前交差点までの区間は、平成21年策定の新たな将来道路網計画における交通量の予測に基づき、4車線が必要であると考えており、見直しを検討してまいります。</p>

盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）について

標記について、盛岡市長から別添のとおり当会に付議されたので、審議を求めらる。

平成 24 年 5 月 29 日

盛岡市都市計画審議会 会長

24 盛 都 第 24-4 号

盛岡市都市計画審議会

盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定より付議し、及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定に基づき提出された意見書の要旨を同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 2 項の規定により提出します。

平成 24 年 5 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）

1. 都市計画道路中3・6・98号明治橋山岸線を3・6・98号中ノ橋通山岸線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・98	中ノ橋通山岸線	盛岡市中ノ橋通二丁目	盛岡市山岸一丁目	盛岡市天神町	約1,750m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路に8・7・21号南大通南大橋線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
特殊街路	8・7・21	南大通南大橋線	盛岡市南大通二丁目	盛岡市高崩	盛岡市鉦屋町	約1,210m	地表式	—	7m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市機能を確保し、健全な市街地の発展と交通の円滑化を図るため、本案のように変更しようとするものである。

都市計画変更理由書

1 明治橋山岸線の廃止について

盛岡市では、昭和61年に盛岡都市圏総合都市交通体系調査で策定した将来道路網計画を基に、中心市街地に残る昭和13年決定等の都市計画道路について、見直しに取り組んできた。その中で、昭和13年に都市計画決定された当該路線の明治橋から中ノ橋通までの区間については、都市計画道路として廃止と位置付けていた。

その後、将来道路網計画については、策定後の人口減少等の社会情勢の変化等を踏まえて、平成16年に『都市計画道路見直しの今後の進め方』を定め、今後の人口等の推移や市の総合的な交通体系の基本方針、歴史性を活かしたまちづくり等を踏まえて検証を行うこととし、この方針に基づき『盛岡市総合交通計画』及び『もりおか交通戦略』を策定し、平成21年に新たな将来道路網計画を定めた。

この結果、当該区間は、これまでの計画と同様に将来道路網計画に位置づけされなかったところである。

一方、『都市計画道路見直しの今後の進め方』において将来道路網計画とあわせて検討することとしていた中心市街地のまちづくり計画については、大慈寺地区の歴史的なまちなみを活かしたまちづくりを進めることとして、『大慈寺地区まちづくり計画』を策定したところであり、当該区間を現道幅員で地区計画の地区施設として位置付け、歩行者ネットワークを形成する道路の一部としているものである。

以上のことから、将来道路網計画と整合を図るとともに、大慈寺地区まちづくり計画等を踏まえながら、明治橋から中ノ橋通までの区間を廃止しようとするものである。

2 南大通南大橋線の都市計画決定について

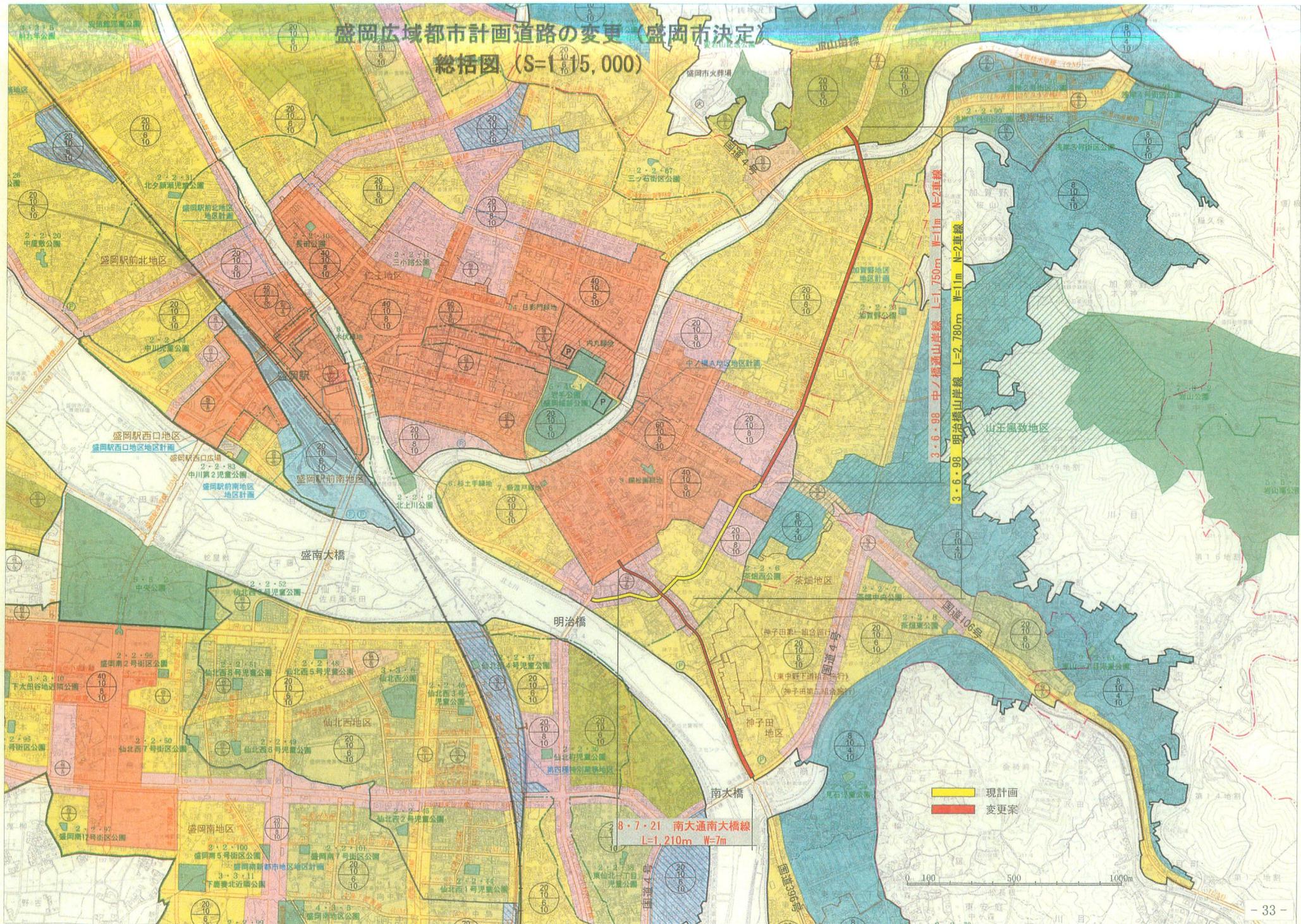
『大慈寺地区まちづくり計画』において、当該路線は、旧街道筋の歴史的景観を形成する町家ゾーンを中心となる路線である。このため、南大通から神子田町までの区間は、特にも景観形成の骨格となる最も重要な路線であるとともに、地区内の歩いて楽しめる道路と位置付けている。

また、神子田町から南大橋までの区間は、国道396号との交差において車線等の整合による安全確保を図るとともに、大慈寺地区へのエントランスとして、まちづくりと景観に配慮した空間を確保する必要がある。

以上のことから、『大慈寺地区まちづくり計画』に整合を図るとともに南大橋交差点の安全性向上を図るため、特殊街路に都市計画決定しようとするものである。

盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）

総括図 (S=1/15,000)



盛岡広域都市計画道路の変更案（盛岡市決定）に対する意見書の要旨及び
盛岡市の考え方

3・6・98号 明治橋山岸線及び8・7・21号 南大通南大橋線（盛岡市決定）

	意見書の要旨	盛岡市の考え方
1	<p>盛岡市都市計画街路は適時適正に将来網が市民へ提示されてきたとはいえない。以下の理由による。本件路線もそれまでの計画路線との整合性が計画提起原初時にみられない。</p> <p>[指摘の背景]</p> <p>(1) 昭和60年代の将来都市計画道路構想図等の公式図版における虚偽記載，都市計画街路網のネットワークの寸断など，現実を見据えない事務事業が長年にわたり続いており，虚偽事実の変遷に関する管理者責任を問う。</p> <p>(2) 前項は，都市計画審議会や決裁者（管理者）が適正な現状認識により指摘是正していれば，長期間放置されることはなかった。</p> <p>(3) 意見者はこれまで，正当な理由とは理解できず特殊な配慮としか考えられない事例発見により，都市計画硬直化を精査してきた。</p> <p>そもそも都市計画上の精査とは，具体の都市構造の認識かつ沿線の事実経過を確実に把握したうえで論じなければならないが，前述のとおり不正な表現があり，長期間の不適正な図版変遷を指摘出来る。</p> <p>都市計画規定との整合性を問う。</p>	<p>盛岡市の都市計画道路は，昭和13年に都市計画決定を行って以来，時代の変遷にあわせ，その都度見直しを行ってきました。近年は，昭和61年度に策定した将来道路網計画に基づき，都市計画法による諸手続きを経ながら，説明会や縦覧などにより適時適切に市民に提示したうえで，見直しを行っております。</p> <p>都市計画の図書に利用する地形図については，精度等の関係から，狭隘な道路等については現状が正確に表記されていない場合も見受けられましたが，改訂等にあわせた修正を行いながら，できるだけ現状を表記できるように努めております。</p> <p>道路網の計画については，これまで，ネットワークの形成を図るため，昭和61年度策定の将来道路網計画に基づき，都市計画道路の見直しに段階的に取り組んできました。今後平成21年に策定した新たな将来道路網計画に基づき，都市計画変更を行いながら，段階的に整備を進め，適切なネットワークの形成を図ることとしております。</p> <p>盛岡市の都市計画道路については，都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえて，その必要性を判断し，都市計画法の規定による諸手続きを経て，適切に都市計画決定・変更を行っております。</p> <p>なお，盛岡駅青山線整備に係る摘発の指摘については，あらためて法令遵守と公務員倫</p>

意見書の要旨	盛岡市の考え方
<p>特に国土地理院が誤記に気づき是正を開始した昭和後期においても、広域都市計画図等に誤記を連載し続けた行政の公的責任はいかがなものか。</p> <p>(4) 前述までの不正な事実を含むこれまでの盛岡広域都市計画決定は、倫理観のない形式的な制度であると断じざるを得ない。</p> <p>1月に盛岡駅青山線街路整備について摘発があったが、事務担当者自身が時系列上の公的責任を深く認識していく必要性があり、犯罪をさえ生む事実上の蓋然性もあると認識している。</p> <p>[本件路線について]</p> <p>明治橋山岸線について、都市計画道路の変遷の明示を求め、長期間にわたり史跡指定されている私有地に都市計画道路を有してきた正当性を問う。また、大慈寺前交差点での広い都市計画道路区域は、昭和後期には既に意味を失っていたはずであるが、なにゆえ現代まで維持したものか。</p> <p>南大通南大橋線については、(4)項で述べたことなどから信頼できない。</p>	<p>理の保持の徹底を図り、市民からの信頼回復に向けて、再発防止の取り組みを進めることとしております。</p> <p>今回の変更路線である明治橋山岸線は、昭和13年に「山岸大沢川原線」として当初決定し、昭和49年には明治橋から大沢川原までの区間の見直しにより、その区間を変更して、「明治橋山岸線」とするなど、時代の変遷に合わせて、見直しを行ってきました。</p> <p>大慈寺町地内の盛岡市指定保存建造物などを通過する本路線の明治橋から中ノ橋通（国道106号）までの区間については、昭和61年度策定の将来道路網計画において、廃止と位置づけており、平成21年策定の新たな将来道路網計画においても、改めて廃止としたことから、今回変更を行うものです。</p> <p>また、特殊街路として追加決定しようとする南大通南大橋線は、新たな将来道路網計画や平成23年策定の大慈寺地区まちづくり計画等に沿って、盛岡駅南大橋線（県決定）の一部区間の廃止にあわせ、適切に都市計画変更を行おうとするものです。</p>

第161回盛岡市都市計画審議会

参考資料

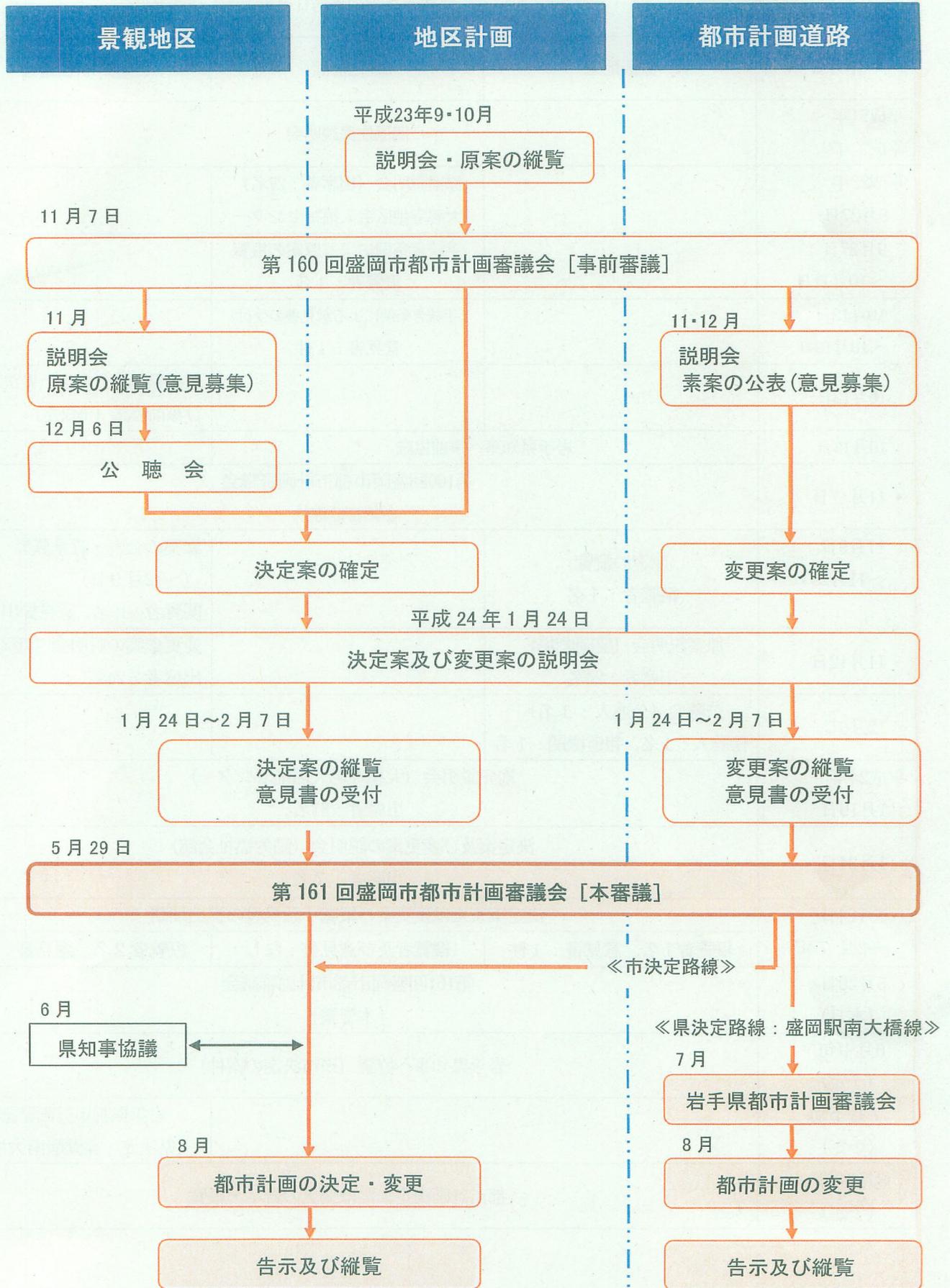
目 次

○都市計画の策定の経緯の概要書	・・・	1
○今後の都市計画の手続きについて	・・・	2
○第160回盛岡市都市計画審議会における質疑応答 の要旨について	・・・	3
1 盛岡広域都市計画景観地区		
2 盛岡広域都市計画地区計画		
3 盛岡広域都市計画道路の変更		
○議案別資料		
<議案第24-1号関係>	・・・	7
・盛岡広域都市計画（大慈寺地区景観地区）の案について の意見書		
<議案第24-2号関係>	・・・	8
・建築物等の用途の制限		
<議案第24-3号，第24-4号関係>	・・・	9
・全体概要図		
・変更対照表		
・標準横断図		
・盛岡広域都市計画の変更素案の公表結果及び変更案の縦 覧結果について		
・盛岡広域都市計画道路の変更案に対する意見書		

都市計画の策定の経緯の概要書（景観地区及び地区計画の決定，都市計画道路の変更）

年月日	告示までの事務日程等		
	景観地区	地区計画	都市計画道路
平成21年～ 平成23年	関係住民説明会		
平成23年 9月27日		原案説明会（出席者：27名） 大慈寺地区老人福祉センター	
9月27日 ～10月11日		手続き条例による原案の縦覧 縦覧者：1名	
10月12日 ～10月18日		手続き条例による意見書の受付 意見書：1件	
10月12日			岩手県知事へ申出（県決定）及び 事前協議（市決定）
10月13日	岩手県知事へ事前協議		
11月 7日	第160回盛岡市都市計画審議会 [事前審議]		
11月9日 ～11月29日	原案の縦覧 縦覧者：1名		素案の公表・意見募集 （～12月9日） 閲覧者：15名，意見提出：4件
11月12日	原案説明会（盛岡劇場） 出席者：24名		変更素案の説明会（盛岡劇場） 出席者：24名
12月6日	公聴会（公述人：1名） 傍聴人：1名，報道機関：1名		
平成24年 1月19日	地元説明会（大慈寺老人福祉センター） 出席者：51名		
1月24日	決定案及び変更案の説明会（勤労福祉会館） 出席者：7名		
1月24日 ～2月 7日	決定案または変更案の縦覧・意見書の提出期間		
	縦覧者1名，意見書：1件	縦覧者及び意見書：なし	縦覧者2名，意見書：3件
5月29日 （本日）	第161回盛岡市都市計画審議会 [本審議]		
6月中旬 （予定）	岩手県知事へ協議（※市決定の案件）		
7月下旬 （予定）			岩手県都市計画審議会 （県決定：盛岡駅南大橋線）
8月中旬 （予定）	都市計画決定または変更の告示・縦覧		

今後の都市計画の手続きについて



第160回盛岡市都市計画審議会における質疑に対する市の考え方について

平成23年11月7日（月曜日）開催の第160回盛岡市都市計画審議会において議案審議した案件への質疑に対する市の考え方は次のとおりです。

1. 盛岡広域都市計画景観地区（大慈寺地区景観地区）の決定（盛岡市決定）

No.	質疑（要旨）	市の考え方
1	<p>町家ゾーンの盛岡町家での屋根素材について、瓦については、和瓦と洋瓦があるが、洋瓦はこの地区には合わない。また、カラー鉄板よりも、ガリバニウム鋼板みたいなものが主流である。さらに、スレート葺のような地域の景観にあったものがあるなど、屋根の使用材料について精査してほしい。</p>	<p>屋根の素材については、指摘のとおり、使用の実態や景観の調和について精査し、町家ゾーンの盛岡町家として建築等を行う場合の基準の屋根の事項を「3 屋根の素材は、瓦葺き、カラー鉄板葺きとすること。」から、「3 屋根の素材は、和瓦葺き又はカラー鉄板等の金属板葺きとすること。」とする。</p> <p>ただし、盛岡町家の屋根材料にスレート葺きの事例がないことから、スレート葺きについては使用材料の基準として採用しないこととする。</p>
2	<p>新エネルギーの活用の観点から、新築、改築時に太陽光発電を屋根に設ける場合、景観地区の規制の考え方はどのようになるか。</p>	<p>太陽光発電の屋根への設置について、町家ゾーンにおいては、景観上の影響が大きいことから、「太陽光発電設備を屋根上に設ける場合は、屋根材と一体に見えるものであって、その色彩が屋根の色彩と調和したものとし、かつ、当該設備の最上部が建築物の最上部を超えないこと。ただし、旧街道（注）から望見できない位置に設置する場合はこの限りではない。」と追加する。</p> <p>注 旧街道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道南大通二丁目南大橋線（鉾屋町の通り） ・市道南大通三丁目1号線（旧川原町の通り） ・市道鉾屋町茶畑二丁目線（番屋からあさ開の通り）

2. 盛岡広域都市計画地区計画（大慈寺地区地区計画）の決定（盛岡市決定）

No.	意見の要旨	市の考え方
1	料理店が規制されるとあるが、料理店の説明をお願いしたい。	この計画で規制しようとしている料理店とは風営法上の料理店であり客の接待を伴う料理店となります。一般的な食堂等は規制の対象になりません。
2	計画案を考えた人は、この町や盛岡の歴史を知らないのではないか。鉾屋町や明治橋はかつて300年間、盛岡の玄関口で機能してきた町である。建築物等の色彩を制限するのはいいが、歴史的まちなみを残すことを配慮した計画を策定してもらいたい。	<p>計画の策定にあたっては、地域の歴史性も含め地元住民に相談を行いながら進めてきたものです。</p> <p>本案は今後のまちづくりのルールを都市計画として定めるもので、今後ともこの地域の歴史を大切にすまちなみを進めていきたいと思っています。</p>
3	「垣又はさくの構造の制限」の欄に許容するものとして、生垣、石積み、石垣、竹垣、鉄柵、土塀、コンクリート塀とあるが、板塀を加えてもいいのではないかとと思う。また、新たに構造制限するものであるので、鉄柵やコンクリートといったものを加える必要があるのか精査いただきたい。	<p>垣又はさくの構造の制限については、御意見のとおり各ゾーンにおいて「板塀」の使用を許容することとし、記述に加えることとします。</p> <p>鉄柵やコンクリート塀については、居住ゾーン、環境保護ゾーン、賑わいゾーンにおいて既に設置されているものも多く、著しく景観を阻害するものとはならないことから設置を許容するものです。ただし、町家ゾーンにおいては、歴史的まちなみとの調和を考慮して、鉄柵は和風を基調としたものについて許容し、コンクリート塀は高さが0.6m以下のもののみ許容することとしております。</p>

4	<p>電線の地中化及び高品質舗装について地区計画に具体的に書くべきであるのか疑問がある。今後予算措置が必要なことについて具体的に明記することへの懸念がある。</p> <p>電線地中化について、分電盤が出てくるがこの地区に合わないと思う。例えば裏通りから電線を引くとか、分電盤をどこかの敷地内に入れて遮蔽する等の方法がないか検討してほしい。</p>	<p>旧街道や歩行のネットワークを形成する道路の舗装につきましては、景観と調和を図るとともに生活道路としての機能もあることから、具体的には実施の際に地域の方々と御相談しながら決めていくこととしており、「周辺の景観に配慮した舗装」及び「安全面に配慮した整備」に改めます。</p> <p>また、市道南大通二丁目南大橋線の重要性を具体的に表すため、「多くの町家などが連担している」としたほか、電線地中化につきましては、無電柱化のいくつかの方法の一つとして示したものでありますが、例示を改め、具体的な整備方法について今後地域の方々をはじめ電線管理者などとも御相談しながら検討していくこととしています。</p> <p>予算措置は必要なことであり、現状で予算を確保したものではありませんが、地域のまちづくりの一つの目標として掲げて具体化していきたいと考えているものです。</p>
5	<p>神子田町と鉾屋町では町家の残り具合や景観がだいぶ違うように感じるが、地区計画では町家ゾーンとして一体的に整備をする計画となっており、どのような考え方がいいのか伺いたい。</p>	<p>現地においては、町家が多く残っているところや少ないところもある状況ですが、旧街道筋については同じ意味合いであるとの考えから、町家ゾーンの位置付けとして整備を図っていききたいと考えているものです。</p>
6	<p>地区計画の地区施設道路について、幅員が4m未満の区間があるが、現状で建築基準法上の接道の義務に該当する道路になっているか伺いたい。</p>	<p>地区施設道路の幅員につきましては、地区施設の指定の規模を示すものであり、道路の幅員を決定するものではありません。幅員4m未満の道路につきましては建築基準法第42条第2項の適用を受けることとなり、その旨を表記します。</p>

3. 盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定，盛岡市決定）

No.	質疑（要旨）	市の考え方
1	南大通南大橋線（市決定）の国道4号交差部について、堤防道路の河川側の歩道が途中で途切れるようであるが、将来的にどのようなようになるのか。	歩行者の導線については、警察と協議中である。
2	明治橋山岸線（市決定）の国道106号以北の区間について、当該区間にはマンションも立地しているが、ルートはどのようなになっているのか。	国道106号から県高校教育会館（志家町）までの区間は、既存道路へのルート変更を考えている。高校会館の以北については、現計画のまま、岩手大学附属小学校と附属中学校の間を通り、山賀橋を通過して山岸の通りに接続する計画である。

【訂正版】

3. 盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定，盛岡市決定）

No.	質疑（要旨）	市の考え方
1	南大通南大橋線（市決定）の国道4号交差部について、堤防道路の河川側の歩道が途中で途切れるようであるが、将来的にどのようなようになるのか。	国道4号交差部の車道部と堤防の間については、歩道としてではなく、河川管理用のスペースとして利用することとしております。
2	明治橋山岸線（市決定）の国道106号以北の区間について、当該区間にはマンションも立地しているが、ルートはどのようなになっているのか。	国道106号から県高校教育会館（志家町）までの区間は、既存道路へのルート変更を考えています。 県高校教育会館の以北については、現計画のまま、岩手大学附属小学校と附属中学校の間を通り、山賀橋を通過して山岸の通りに接続する計画です。

盛岡広域都市計画（大慈寺地区景観地区）の案についての意見書

盛岡市長 谷藤裕明 様

大慈寺地区景観地区の案についての意見

明治橋をひとつの起点として考えてみると、本案の地区はその東側にあたり原敬ゆかりの大慈寺がある。さらに1959年からは原敬記念館が本宮地区に登場し平成の合併以前の旧盛岡中心部を構成してきた。

意見者手元には1938年盛岡市都市計画街路網事業路線図やその時代の測量調査図、或いは1953年に個人作成された「盛岡市鳥瞰図」がある。これらに共通する要素として「扇の要」たる位置づけにこの地区が存在している。察するに戦前街づくり構想において岩手郡川口村から乙部村にいたる「大盛岡」の一環として考えた場合は、まさしく中心に該当する要件を備えていた。実際に浅岸村、築川村、太田村と連続して合併が進むなか幹線街路計画も進捗し、1960年の盛岡バスセンター開業へと繋がっていく。

意見者父は原敬記念館草創期にかかわったことから、当時の自著において新設の原敬記念館付近の本宮地区は新たな「扇の要」展開へと進むことを記していた。のちに盛岡市と合併した旧都南村は一時明治橋近くに事務所を有しており、盛岡市勢振興計画策定にしても同村との将来合併展望を念頭にしている表現がある。このようなことから1968年の総理府懸賞論文に早大の「盛岡西南地区開発構想」が入選する社会的雰囲気醸成されるのであるが、この地域に4車線都市計画街路構想を持ち込むなどという愚はみられない。

のちの時代において都市計画街路名と路線や計画幅員そのものを変更し4車線街路が公表された時からの地元との意見の相違や当時の報道記事などによると、1938（昭和十三年）年都市計画街路が原点とする説明はしつつも現代にいたる経緯は判らない・・・など「お茶を濁す」表現が随所にみられる。意見者は多数の情報開示請求を経ているが、十分に都市計画道路網変遷の理論的背景を説明出来る具体的な行政資料は見出し得ていない。何回かの岩手県実施交通量調査は調査点の選択に実際との乖離がみられる。

盛岡市の都市計画上の変遷をみるに原点決定からのネットワーク構想を変更して提示する際、路線名や位置、条件を公表時点で新旧対比した手法を用いていないために、旧規制条件下と新規に規制対象とされる住民などが時代を越えた街造りへの共通認識をもちにくい状態を半世紀近く続けてきている。この結果として昭和13年都市計画がいつまでも市内各所において放置される結果となっているが地区計画案について次の点を指摘する。

- 1) 大慈寺山門接続T字路付近の都市計画街路が異様に拡がって計画決定されてきた経緯を把握しているか。単に交差点であるだけでは説明がつかない。
- 2) 不当に長期にわたり既に史跡指定された私有地で計画路線維持が継続してきているがその理由を明確にし清算することを戦前都市計画決定時市長の子孫としても求める。（付記：決定時の昭和初期においては名所旧跡直近に観光バスを乗り入れることが多い）
- 3) さまざまな記録や証言から浅岸から取水され加賀野～八幡町～神子田をとおり南大橋から北上川へ流入する「桜川」は戦後になっても何度か逆流・氾濫したことが判明している。1985年前後に八幡通りから南側及び神子田地区などの排水堰は暗渠化されたが、近年の降雨量増加により市内各地では出水や浸水などの事例が増えている。通称「オッキレ」と呼ぶ区画や護岸上の幹線街路と現行神子田地区への街路との接点部分等では計画幅員をどの程度拡幅するのか。「水の街もりおか」の安全安心街づくり認識を高めるよう求める。（全文は十分な元資料により作成した。問い合わせに応ずる。）

平成24年2月7日

建築物等の用途の制限

町家ゾーン	居住ゾーン	環境保護ゾーン
<p>① 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物</p>	<p>① 建築基準法別表第二(ち)項に掲げる建築物</p> <p>② 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物</p>	<p>① 建築基準法別表第二(ち)項に掲げる建築物</p> <p>② 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物</p>

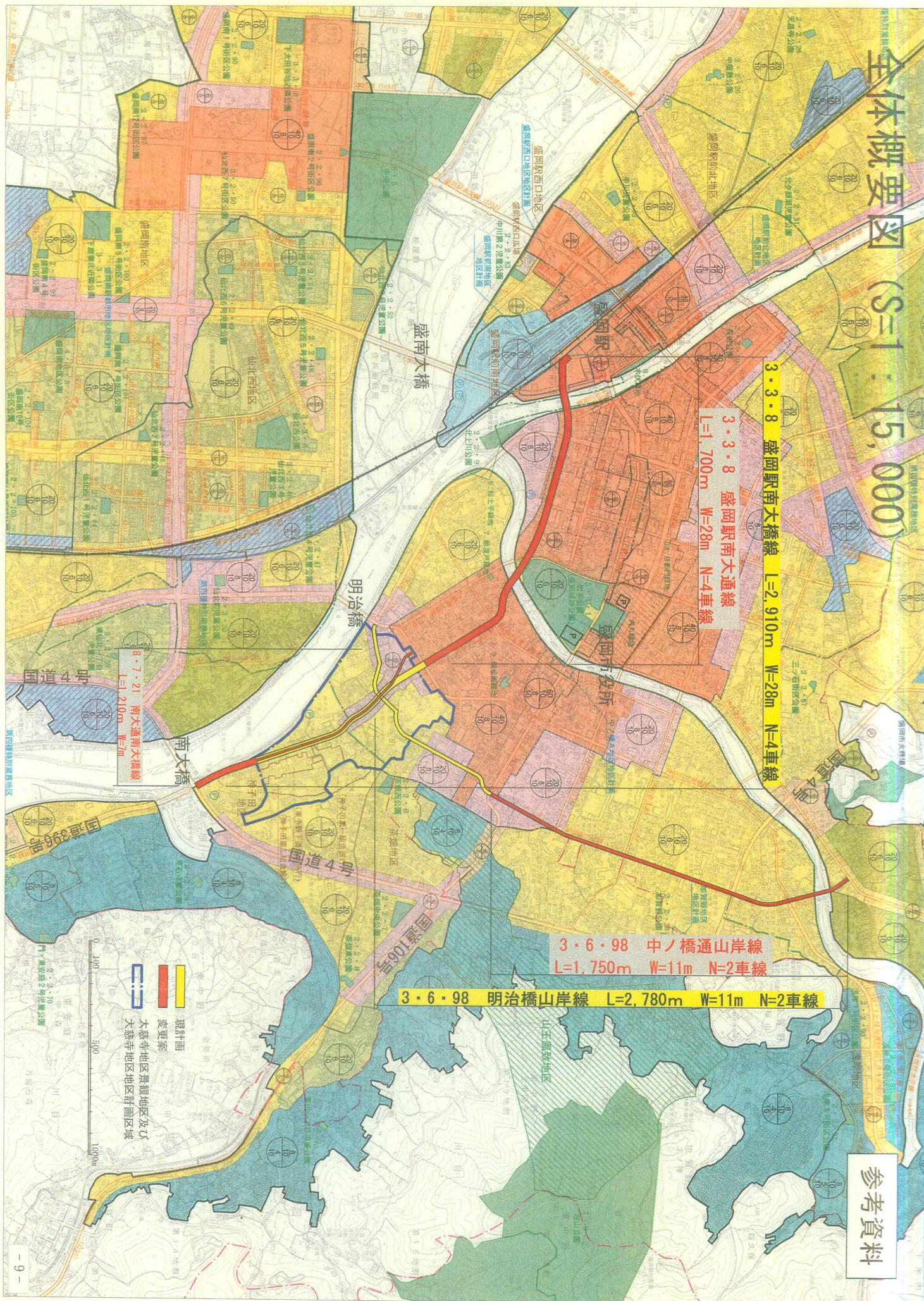
(ほ)項第2号 : マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの

(ほ)項第3号 : カラオケボックスその他これに類するもの

(ち)項 : 危険性が大きい工場等, 危険物の貯蔵又は処理に供する施設 等
 キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの

「風俗営業」 : スロットマシン, テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそる おそれのある遊戯に用いることができるものを備える店舗 等

全体概要図 (S=1 : 15,000)



3・3・8 盛岡駅前南大橋線 L=2,910m W=28m N=4車線

3・3・8 盛岡駅前大通線
L=1,700m W=28m N=4車線

3・6・98 中ノ橋通山井線
L=1,750m W=11m N=2車線

3・6・98 明治橋山岸線 L=2,780m W=11m N=2車線

3・8・7・21 南大通南大橋線
L=1,210m W=7m

 現計画
 変更案
 大慈寺地区景観地区及び
 大慈寺地区地区計画区域

0 500 1000m

参考資料

変更対照表

盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
現計画	幹線街路	3・3・8	盛岡駅南大橋線	盛岡市盛岡駅前通	盛岡市高崩	盛岡市南大通二丁目	約2,910m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差9箇所	岩手県告示第332号 平成13年4月3日
変更案	幹線街路	3・3・8	盛岡駅南大通線	盛岡市盛岡駅前通	盛岡市南大通二丁目	盛岡市大沢川原一丁目	約1,700m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差7箇所	

盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
現計画	幹線街路	3・6・98	明治橋山岸線	盛岡市南大通三丁目	盛岡市山岸一丁目	盛岡市住吉町	約2,780m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差8箇所	盛岡市告示第98号 平成22年3月17日
変更案	幹線街路	3・6・98	中ノ橋通山岸線	盛岡市中ノ橋通二丁目	盛岡市山岸一丁目	盛岡市天神町	約1,750m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差6箇所	

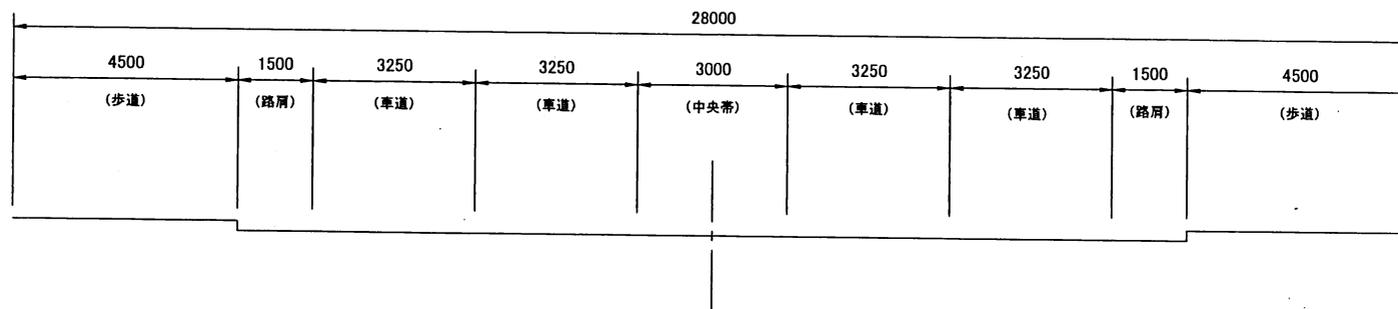
標準横断図

(S=1:150)

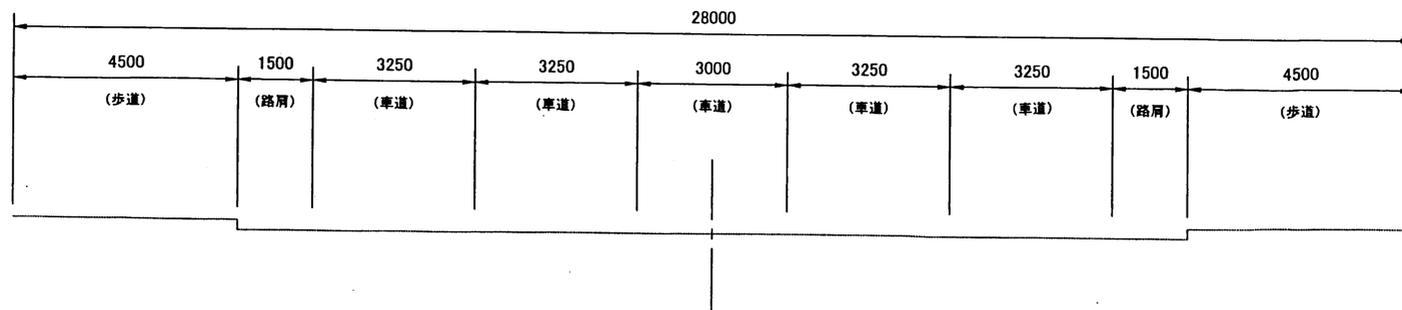
3・3・8 盛岡駅南大通線

(変更:南大通から南大橋までの区間の廃止)

標準部



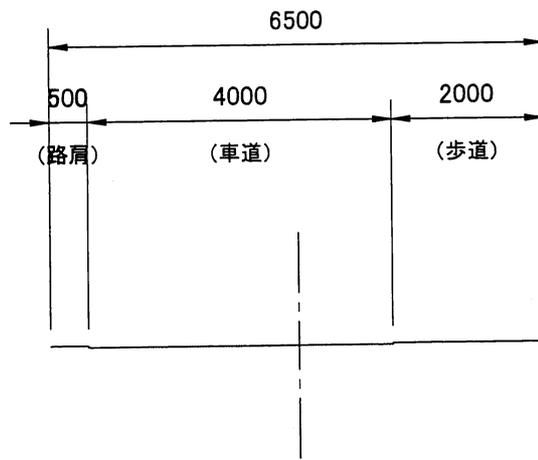
交差点部



標準横断図 (S=1:100)

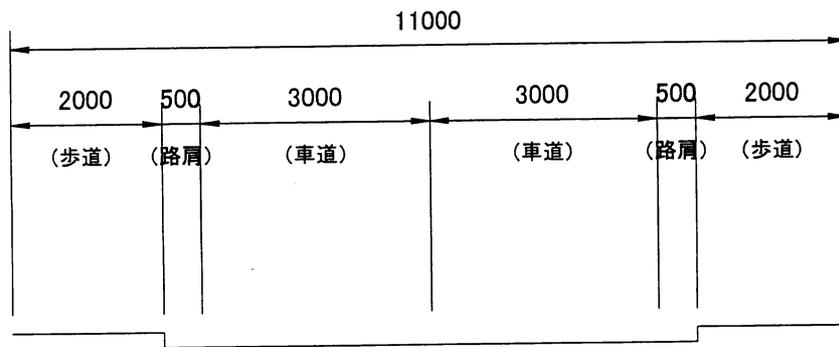
8・7・21 南大通南大橋線

(追加決定)



3・6・98 中ノ橋通山岸線

(変更: 明治橋から中ノ橋通までの区間の廃止)



盛岡広域都市計画道路の変更素案の公表結果及び変更案の縦覧結果について

1. 変更素案の公表及び意見募集結果

平成23年11月7日（月曜日）の盛岡市都市計画審議会に諮問した後、変更素案を公表し、市民からの意見を募集しました。

(1) 説明会

- ア. 開催日時 平成23年11月12日（土曜日）10時
- イ. 開催場所 盛岡劇場タウンホール
- ウ. 出席者数 24人
- エ. その他 大慈寺地区景観地区の原案と同時説明

(2) 素案公表及び意見募集

- ア. 公表期間 平成23年11月9日（水曜日）から平成23年12月9日（金曜日）まで
- イ. 閲覧者数 15人（岩手県決定：14人，盛岡市決定：8人）
- ウ. 意見提出数 4件（岩手県決定：2件，盛岡市決定：2件）
- エ. 主な意見等

(ア) 盛岡駅南大橋線（岩手県決定）

意見の要旨	岩手県の考え方
盛岡城跡公園～南大通までの区間について廃止を求める。	<p>今回の変更は、近年の社会経済情勢を踏まえ平成21年に盛岡市が策定した新たな将来道路網計画に基づくものです。将来道路網計画では、将来の減少する人口や交通量の予測に基づき、中心市街地の活性化等の将来土地利用や公共交通利用促進等の交通施策を支えるとともに、実現性も考慮した道路網としています。</p> <p>将来道路網計画において本路線は、都心環状道路の一部として、中心市街地へのアクセス性向上や円滑な交通を確保するために、必要な路線と位置づけております。</p>

(イ) 南大通南大橋線・明治橋山岸線（盛岡市決定）

意見の要旨	盛岡市の考え方
今回の変更は、町家整備を先行させてしまった既成事実に対する後付変更である。現状や将来を見越した交通セン	<p>今回の変更は、平成21年策定のもりおか交通戦略において検討した新たな将来道路網計画に基づくものです。将来道路網計画は、近年の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、交通量の将来予測に基づく検証を行うとともに</p>

意見の要旨	盛岡市の考え方
サスを全く反映していない。	<p>に、大慈寺地区の歴史的まちなみ保全との整合性を踏まえながら策定したものです。</p> <p>また、交通量の推計は、人の行動に着目した交通調査や、道路交通センサスを基に実施したものです。</p>
南大通南大橋間の道路整備は喫緊の課題。案として北上川左岸の管理用道路の整備を大慈寺地区の整備に合わせて行う必要がある。	北上川左岸の市道南大橋明治橋線につきましては、安全確保の視点で、整備する予定としております。

2. 変更案の縦覧結果

変更素案のとおり変更案を確定し、公告・縦覧に供しました。

(1) 説明会

- ア. 開催日時 平成24年1月24日（火曜日）14時
- イ. 開催場所 勤労福祉会館
- ウ. 出席者数 7人
- エ. その他 大慈寺地区景観地区の決定案及び大慈寺地区地区計画の決定案と同時説明

(2) 縦覧

- ア. 縦覧期間 平成24年1月24日（火曜日）から平成24年2月7日（火曜日）まで
- イ. 縦覧者数 2人（岩手県決定：2人，盛岡市決定：1人）

(3) 意見書の提出数 3件（岩手県決定：2件，盛岡市決定：1件）

(4) 意見書の原文 別添写しのとおり。

盛岡広域都市計画道路の変更案に対する意見書

岩手県知事 達増拓也 様

盛岡駅南大橋線に対する意見書
(3・3・8号)

盛岡市都市計画街路は適時適正に将来網が市民へ提示されてきたとはいえない。以下の理由による。本件路線もそれまでの計画路線との整合性が計画提起原初時にみられない。

〔指摘の背景〕

1) 平成21年の将来道路網計画の検証時に至る迄意見者自身が当惑すべき不適正な事実を確認した。国土地理院や岩手県、或いは盛岡市が関与して作成されてきた公式図版において虚偽(これは盛岡市道台帳に概ね1953年より1972年迄架空の幅員や総延長に至るまで記載された事例を詳細に確認済)を重ねてきた経緯や、昭和60年代の将来都市計画道路構想図においては前記に加えて戦前からの都市計画街路網のネットワーク形成そのものが寸断している(清水町地区)ことなど現実を見据えない事務事業のあり方が長年月続いてきた。精度の問題をいうなら、同一趣旨錯誤で国税庁や観光地図などに記載が拡がり続けるなどあり得ない。虚偽事実変遷に関しては既往管理者責任を問う。

2) 前項は本来であればその都市計画審議会(旧都市計画地方委員会)などにおいて指摘があれば是正され、或いは決裁者(管理者)が該当地域に居住などしていたので多少の時間を要するとしても極めて長期間放置されることはなかったであろう。事実、地域によっては或る時期の知事、副知事、各種部長、後の盛岡市長にして県部長などが居住していたことが多い。(確認済み・精査必要であれば公開する)決裁にあたりこれらの人々が同一の錯誤をするほど精度が低かったのであろうか。構成する都市計画審議委員を構成する人々も数名が各種誤記載地域付近に居住していたことが見受けられる。公職にある者、及びそれに準じて適正な現状認識をすべき者達が長期にわたり放置してきたことを意見者は自らの対応において是正させてきた。単なる誤記とは経済的損失を伴わない表現上の問題と理解するが実際には国税庁路線価格図にも影響した。道路台帳記載もないはずである。

3) 長い年月をかけて達成される計画が都市計画法にうたうものだとしても、実際にはその折々の正当な理由或いは特殊配慮としか理解出来ない事例発見により意見者は都市計画硬直化を詳細に精査してきた。そもそも都市計画上の精査とは具体的都市構造を認識しかつ沿線の事実経過を確実に把握したうえで論じなければならない。ところが本件に関する素案段階において、これは盛岡市の表現だが、(・・なお地図上の精査が不十分な場所が・・)という回答がある。実際には1)～2)項で述べたように道路台帳記載や都市計画現況図において不正な表現があった。意見者はこの盛岡に生まれ育ち、虚偽事実の場所や錯誤(幸いにも台帳記載は無く表現上の問題もある)の現場にも精通している。また沿道住民の証言や国土地理院航空写真や地元新聞社の数度にわたる航空写真図などによっても長期間の不適正な図版変遷を指摘出来る。都市計画規定との整合性を問う。特に国土地理院が真先に誤記に気づき是正を開始した昭和後期において例えば高校生の地域調査書などで最新の同院図が用いられているにもかかわらず漫然と広域都市計画図等に誤記を連続し意見者指摘に至るまで使用し続ける、或いは1972年11月には虚偽市道を表記した公的図版を用いて近隣商業区域を決定したが、起案者や決裁者らは多数がその直近街区に住まいしていた。私生活で得られる認識が公的責任に活かさない事務事業とはなにか。

4) 前項までの不正な事実を含む数次の盛岡広域都市計画決定が有効とするなら、倫理観のない形式のみの制度と断じざるを得ない。このような決定の原初に実祖父が市長として関わっていたことは遺憾なものである。なお、1月に盛岡駅青山線街路具体の整備事務について摘発があったが、原初の計画時名称決定から具体の施工に至るまでに連続性が必ずしも保っていない事例を情報開示請求多数で既に承知している。すぐにそれが不正行為に直結するとは指摘しないが、広い意味の時系列上公的責任を事務担当者自身が深く認識していくには問題なしとしない。(十分な元資料により作成した。問い合わせに不応)

〔本件路線について〕

計画提起原初時にそれまでの計画路線をどのように精査し得たかが、ネットワーク形成上の寸断(清水町)結果などにより信頼出来ない。具体の都市計画決定時にどのように表現するか注目している。

平成24年2月7日



盛岡広域都市計画道路の変更案に対する意見書

盛岡市長 谷藤裕明 様

明治橋山岸線と南大通南大橋線に対する意見書

(3・6・98号と8・7・21号)

盛岡市都市計画街路は適時適正に将来網が市民へ提示されてきたとはいえない。以下の理由による。本件路線もそれまでの計画路線との整合性が計画提起原初時にみられない。

〔指摘の背景〕

1) 平成21年の将来道路網計画の検証時に至る迄意見者自身が当惑すべき不適正な事実を確認した。国土地理院や岩手県、或いは盛岡市が関与して作成されてきた公式図版において虚偽(これは盛岡市道台帳に概ね1953年より1972年迄架空の幅員や総延長に至るまで記載された事例を詳細に確認済)を重ねてきた経緯や、昭和60年代の将来都市計画道路構想図においては前記に加えて戦前からの都市計画街路網のネットワーク形成そのものが寸断している(清水町地区)ことなど現実を見据えない事務事業のあり方が長年月続いてきた。精度の問題をいうなら、同一趣旨錯誤で国税庁や観光地図などに記載が拡がり続けるなどあり得ない。虚偽事実変遷に関しては既往管理者責任を問う。

2) 前項は本来であればその都市計画審議会(旧都市計画地方委員会)などにおいて指摘があれば正され、或いは決裁者(管理者)が該当地域に居住などしていたので多少の時間を要するとしても極めて長期間放置されることはなかったであろう。事実、地域によっては或る時期の知事、副知事、各種部長、後の盛岡市長にして県部長などが居住していたことが多い。(確認済み・精査必要であれば公開する)決裁にあたりこれらの人々が同一の錯誤をするほど精度が低かったのであろうか。構成する都市計画審議委員を構成する人々も数名が各種誤記載地域付近に居住していたことが見受けられる。公職にある者、及びそれに準じて適正な現状認識をすべき者達が長期にわたり放置してきたことを意見者は自らの対応において是正させてきた。単なる誤記とは経済的損失を伴わない表現上の問題と理解するが実際には国税庁路線価格図にも影響し本来は道路台帳記載もない筈である。

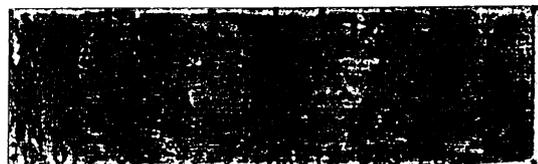
3) 長い年月をかけて達成される計画が都市計画法にうたうものだとしても、実際にはその折々の正当な理由或いは特殊配慮としか理解出来ない事例発見により意見者は都市計画硬直化を詳細に精査してきた。そもそも都市計画上の精査とは具体的都市構造を認識しかつ沿線の事実経過を確実に把握したうえで論じなければならない。ところが本件に関する素案段階において、これは盛岡市の表現だが、(・・なお地図上の精査が不十分な場所が・・)という回答がある。実際には1)～2)項で述べたように道路台帳記載や都市計画現況図において不正な表現があった。意見者はこの盛岡に生まれ育ち、虚偽事実の場所や錯誤(幸いにも台帳記載は無く表現上の問題もある)の現場にも精通している。また沿道住民の証言や国土地理院航空写真や地元新聞社の数度にわたる航空写真書などによっても長期間の不適正な図版変遷を指摘出来る。都市計画規定との整合性を問う。特に国土地理院が真先に誤記に気づき是正を開始した昭和後期において例えば高校生の地域調査書などで最新の同院図が用いられているにもかかわらず漫然と広域都市計画図等に誤記を連載し意見者指摘に至るまで使用し続けるなど、行政としての公的責任はいかがなものか。

4) 前項までの不正な事実を含む数次の盛岡広域都市計画決定が有効とするなら、倫理観のない形式のみの制度と断じざるを得ない。かかる制度の戦前原初に実祖父が市長として関わっていたことは遺憾なものである。なお、1月に盛岡駅青山線街路具体の整備事務について摘発があったが、原初の計画時名称決定から具体の施工に至るまでに連続性が必ずしも保っていない事例を情報開示請求多数で既に承知している。すぐにそれが不正行為に直結するとは指摘しないが、広い意味の時系列上公的責任を事務担当者自身が深く認識していくに問題なしとしない。犯罪をさえ生む事務上の蓋然性もあると改めて認識した。

〔本件路線について〕

現在路線名称に至る計画街路の変遷についてこの際明示することを求め、極めて長期間にわたり史跡指定されている私有地に街路計画を有してきた正当性を問う。また大慈寺前交差点での広い街路計画区域は昭和後期ではすでに意味を失っていた筈であるが、なにゆえ現代まで維持したのか。但し、戦前での路線趣旨の概要は山岸から大沢川原へ連結する意義深いものであったことを指摘する。南大通線については4)項で述べたことなどから信頼は出来ない。(全文は十分な元資料により作成した。問い合わせに依ずる。)

平成24年2月7日



盛岡広域都市計画道路の変更案に対する意見書

宛て名 { 盛岡駅南大橋線の変更案に対する意見は、「岩手県知事」
 明治橋山岸線及び南大通南大橋線の変更案に対する意見は、「盛岡市長」 }

岩手県知事 殿

(意見)

盛岡駅南大橋線の変更については、
 盛岡駅南大通線が完成した時の南大通りの
 過大な交通量をどうするか良く検討していただきたい。

平成 24 年 2 月 7 日

住 所 盛岡市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

(電話番号・Eメール)
連絡先 [REDACTED]